

# 業 務 委 託 契 約 書

印  
紙

- 1 委託業務名  
いわてクリーンセンター清掃業務
- 2 委託業務施行場所  
岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地他
- 3 委託期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
内訳  
令和4年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
令和5年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)  
令和6年度 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 免除

一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、上記の業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

- 第1条 発注者は、別記委託業務設計書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。
- 2 受注者は、委託業務の執行に当たっては、この契約書及び別記仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（委託料の支払）

- 第2条 受注者は、委託に係る業務完了報告書の検査を受けたのち、委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求を受けた日から起算して、30日以内に委託料を支払わなければならない。

（委託業務内容の変更）

- 第3条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

(解除権)

第4条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他この契約の締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により、委託業務を実施する見込みがないと認められるとき。

(委託料の返還)

第5条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより委託料を返還するものとする。

- 2 受注者は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納入しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率で計算した延滞金を発注者に支払うものとする。

(損害の賠償)

第6条 受注者は、自己の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者の代表者又は受注者の代理人、使用人、その他の従業者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容を他人に漏らし、若しくは委託業務の実施内容に関する記録を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(補 則)

第10条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 1 1 3 番地  
一般財団法人クリーンいわて事業団  
いわてクリーンセンター  
所 長 石手洗 慎

印

受注者

印